

山口県長門市

市 有 地 売 却 要 領
〔 一 般 競 争 入 札 〕

〔売払物件〕

物件 番号	所在地	現況	地積（㎡）	予定価格（円）	用途地域
4・7	長門市西深川字立野 4313 番 1	宅地	1,432.75 ㎡	21,498,280 円	指定なし
	長門市西深川字立野 4313 番 6	宅地	1,412.82 ㎡		
	（河原）	計	2,845.57 ㎡		

【この入札に参加するためには事前の申込みが必要です】

申込受付期間：令和 8 年 10 月 9 日（金）から
令和 8 年 11 月 6 日（金）まで

入 札 日：令和 8 年 11 月 24 日（火）

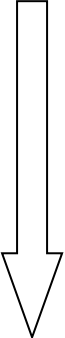
長門市総務部監理管財課

目 次

一般競争入札による市有地売却の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
入札要領	
1. 入札物件及び日時一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2. 入札の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3. 入札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
4. 入札参加の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
5. 入札参加申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
6. 入札保証金の納付・還付・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
7. 入札について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
8. 売買契約の締結等・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
9. 売買代金のお支払い・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
10. 所有権の移転・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
11. 契約不適合責任・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
12. 契約の解除、原状回復、売買代金の返納、損害賠償・・・・・・・・	P 8
13. その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
入札会場での手順・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
様式第 1 号 入札申込書・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
様式第 2 号 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・	P12
様式第 1 号 入札申込書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	P14
様式第 2 号 委任状記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	P15
暴力団排除に関する誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・	P16
暴力団排除に関する誓約書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
役員名簿及び照会承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・	P18
役員名簿及び照会承諾書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	P19
物件説明 4－7・・・・・・・・・・・・・・・・	P20
土地売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	P22

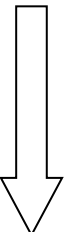
～ 一般競争入札による市有地売却の流れ ～

1 入札参加の申込み ⇒ 4 頁「4. 入札参加の申込み」参照

- 
- | | |
|----------|--|
| (1) 申込期間 | 令和8年10月9日（金）～令和8年11月6日（金）
（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで） |
| (2) 申込場所 | 長門市役所監理管財課（3階）
電話 0837-23-1253 |
| (3) 申込方法 | 持参又は郵送（電話、ファックス等の申込みは不可。） |

・書類の確認後、入札保証金「納入通知書」及び「市有地売却入札書」をお渡しします。

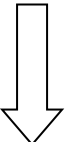
2 入札保証金の納付 ⇒ 5 頁「6. 入札保証金の納付・還付」参照

- 
- ・入札参加者は、入札が行われる日までに入札保証金を納入していただきます。
なお、入札保証金は、入札参加者の見積る入札金額の100分の5以上とします。
 - ・入札保証金納付時に、「入札保証金預かり証兼返還申出書」を交付します。
 - ・入札保証金は入札日の開札後、落札者を除き「入札保証金預かり証兼返還申出書」と引き換えに返還手続きをします。

3 入札 ⇒ 6 頁「7. 入札について」、10 頁「入札会場での手順」参照

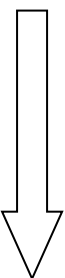
- 
- | | |
|---------|---------------|
| (1) 期 日 | 令和8年11月24日（火） |
| (2) 場 所 | 長門市役所4階会議室1 |

4 契約の締結 ⇒ 7 頁「8. 売買契約の締結等」参照

- 
- ・売買契約の締結は、落札日の翌日から14日以内です。その日までに契約を締結できない場合には落札は無効となり、入札保証金は返還されません。

令和8年12月8日（火）までに契約となります。

5 売買代金の支払い ⇒ 7 頁「9. 売買代金のお支払」参照

- 
- ・売買代金の支払方法は、次の2つの方法があります。なお、支払いは市が発行する「納入通知書」で行ってください。
 - (1) 売買契約締結（落札日の翌日から14日以内）と同日に、売買代金の全額を一括して支払う方法
 - (2) 売買契約締結（落札日の翌日から14日以内）と同日に、契約保証金として売買代金の100分の10以上を納付し、その後、売買代金と契約保証金の差額を契約締結の日から60日以内に支払う方法

6 所有権の移転 ⇒ 8 頁「10. 所有権の移転」参照

- ・売却物件は、**売買代金の全額が支払われた時に引き渡す**ものとし、その後に長門市が所有権移転登記の手続きを行います。**登録免許税等、所有権移転登記に要する一切の費用は、落札者の負担**となります。

入札要領

「一般競争入札」による市有地の売払いは、購入希望者に入札に参加いただき、予定価格以上で最も高い価格をつけた方を購入者に決定する方法です。

売却物件の購入を希望される方は、この要領を承知の上、お申込みください。

1 入札物件及び日時一覧表

・受付は、入札開始時間の 20 分前から行います。

物件 番号	所在地	面積 (㎡)	予定価格 (最低価格)	入札開始日時
4-7	長門市西深川字立野 4313 番 1	1,432.75 ㎡	21,498,280 円	令和 8 年 11 月 24 日 (火) 10 時 20 分～
	長門市西深川字立野 4313 番 6	1,412.82 ㎡		
		計 2,845.57 ㎡		

◎ 2 筆を一括して売却します。

◎ 現状有姿での引渡しとなりますので、必ず各自で現地をご確認ください。

2 入札の方法

一般競争入札とします。

※ 購入希望者に入札に参加いただき、市が事前に定めた予定価格（最低価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした方を落札者とする方法。

3 入札参加資格

次に該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (3) 次のいずれかに該当し、その事実があった後 2 年を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職

務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

キ ア～カに該当する一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(4) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

(5) 市税、県税又は国税等のいずれかに滞納がある者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(7) 自己、所属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力を利用したとき。

(8) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団、暴力団員又はその指定した者に対し、金品その他の財産上の利益又は便宜を供与したとき。

(9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

(10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

4 入札参加の申込み

入札に参加するには、入札参加の申込みと入札保証金の納付が必要です。

申込み期間：令和 8 年 1 0 月 9 日（金）～令和 8 年 1 1 月 6 日（金）

午前 9 時～午後 5 時

＊閉庁日（土、日曜日、祝日）は受付を行いません。

申込み場所：山口県長門市東深川 1 3 3 9 番地 2

長門市総務部監理管財課（3 階）

電話：0837-23-1253

申込み方法：持参又は郵送（電話、FAX 及び電子メールによる申込みは不可。）

郵送の場合の送付先は、次のとおりです。

〒759 - 4192 山口県長門市東深川 1 3 3 9 番地 2

長門市総務部監理管財課

＊申込み締切日当日の消印有効とします。

申込みにあたっての注意事項

＊所有権移転登記の際に共有の希望がある場合は、各々の共有持分を明記の上、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

＊現状有姿のままの引渡しとなりますので、必ず現地をご確認ください。

5 入札参加申込みに必要な書類

下表で○印のついた書類を提出してください。

提出書類の確認後、入札保証金「納入通知書」及び「市有地売払い入札書」をお渡しします。

No.	書類名	個人	法人	注意事項
1	入札申込書	○	○	
2	委任状	○	○	※代理人によって入札する場合のみ。(入札日の入札受付時でも提出可)
3	暴力団排除に関する誓約書	○	○	共有希望の場合は、全員分提出。
	役員名簿及び照会承諾書		○	
4	住民票（抄本）	○		
5	納税証明書（完納証明書でも可）	○	○	市税、県税、国税について滞納がないことを証明する書類。
6	商業登記簿謄本（現在事項全部証明書・履歴事項全部証明書）		○	

※4.5.6 の書類は、申込み時点で発行後3ヶ月以内のものとする。

6 入札保証金の納付・還付

入札参加者は、各自の見積る入札金額の100分の5以上の額を入札保証金として市が発行する納入通知書により納付してください。共有により申込まれた方は、各共有者毎に共有持分の割合に応じた額の入札保証金を納付してください。

・入札保証金は、<u>入札執行前までに納付</u>し、「入札保証金預かり証兼返還請求書」の交付を受けてください。 ・落札者は契約を締結しない場合、入札保証金は返還されません。 ・落札者以外の方は入札終了後、「入札保証金預かり証兼返還請求書」を提出してください。 ご指定の銀行への口座振替により返還します。ただし、返還する入札保証金には利息を付しません。なお、返還には概ね2～4週間かかることをご了承ください。 ・入札参加者が入札に関し、不正の行為をしたときは、納付した入札保証金は市に帰属します。
--

7 入札について

(1) 入札の参加者

- 「入札申込書」に記載された申込者本人または代理人が参加することができます。代理人によって入札する場合は、委任状を作成の上、提出してください。
- 法人の場合は、入札に参加する方の名刺を提出してください。
- 入札会場への入場は、1 申込につき 1 名となります。共有での申込みの場合は代表者の方への「委任状」が必要となります。
- 入札参加数は、事前に公表しません。

(2) 持参するもの

- 「市有地売払い入札書」
- 「委任状」（申込者（法人の場合は代表者）が入札に参加できない場合及び共有名義の場合。提出済みの場合は不要。）
- 入札する方の本人確認書類（免許証等）
- 名刺（法人の方）
- 印鑑（入札書を会場で記載される方のみ。委任状の受任者欄に押印した場合は、それと同じ印鑑。）

(3) 入札方法

- 入札参加者は所定の「市有地売払い入札書」に記入例を参考にされ、必要事項を記載し、記名・押印のうえ、当日ご持参ください。「市有地売払い入札書」は、入札時に作成されてもかまいません。但し、押印漏れ（印鑑誤り）、記載誤り等に気を付けてください。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

- ① 入札に参加する資格のない者が入札を行ったとき。
- ② 1 人で一度に 2 通以上の入札書を提出したとき。
- ③ 他人の代理を兼ね入札をしたとき
- ④ 2 人以上の者を代理して入札をしたとき
- ⑤ 入札に際し他人を脅迫するなど入札に際して不正な行為があったとき
- ⑥ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき
- ⑦ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
- ⑧ 入札書の入札金額を訂正して入札をしたとき
- ⑨ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合において、その箇所に押印のないとき

(5) 落札者の決定

- ①開札は、入札後直ちに、入札参加者立会いのもとで行います。
- ②有効な入札を行ったもののうち、入札書に記入された金額が、市が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ③落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札をした者はくじ引きを辞退することはできません。
- ④落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(6) 落札情報の公開

落札された物件は、長門市ホームページにより、個人・法人の別（法人の場合は法人名）、落札価格、物件の明細等について公開します。あらかじめ、ご了承ください。

8 売買契約の締結等

入札終了後引き続いて、契約内容の説明を行います。

- (1) 落札者には、落札日の翌日から 14 日以内に市と売買契約を締結していただきます。

＊売買契約は、落札者名義で締結することとなります。

共有名義で参加した場合は、共有者全員の名義で締結することとなります。

- (2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金として市に帰属し、お返ししません。
- (3) 売買契約書(市保管用 1 部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (4) 契約を締結する際、個人の場合には、印鑑（印鑑登録済みのもの）及び印鑑証明書、法人の場合には、印鑑（印鑑登録済みの代表者印）及び印鑑証明書が必要になります。

9 売買代金のお支払い

- (1) 通常の場合

ア 契約保証金

落札者には、契約保証金（売買代金の 100 分の 10 以上に相当する金額）を契約締結日に市が発行する納入通知書により、市金庫等において支払っていただきます。この場合において、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

イ 売買代金

売買代金の支払いは、契約締結の日から 60 日以内に市が発行する納入通知書により支払っていただきます。この場合において、契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

- ウ 契約締結後、売買代金の支払が指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除します。契約保証金は違約金として市に帰属し、お返しできません。

- (2) 全額一括で支払う場合

売買契約締結と同時に、市が発行する納入通知書により、市金庫等において全額一括して支払っていただきます。この場合において、入札保証金を売買代金の一部に充当することができます。

(3) 支払期日延期の場合（特段の事情があり市長が特に認めた場合のみ）

ア 契約保証金

落札者には、契約保証金（売買代金の 100 分の 10 以上に相当する金額）を契約締結日に市が発行する納入通知書により市金庫等において支払っていただきます。この場合において、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

イ 売買代金

市と協議のうえ、市が定める期日までに市が発行する納入通知書により売買代金を支払っていただきます。この場合において、契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

ウ 契約締結後、指定期日までに売買代金が納付されなかった場合、売買契約を解除します。契約保証金は違約金として市に帰属し、お返しできません。

10 所有権の移転

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現状のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金完納が確認された後、市が行います。
- (3) 売買契約に貼付する収入印紙、所有権の移転に必要な登録免許税などその他契約に必要な一切の費用は、落札者の負担になります。
- (4) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記の完了前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。また、長門市一般競争入札による市有地売却要綱（平成 18 年 6 月 1 日要綱第 10 号）第 28 条に規定する「禁止事項等」に抵触する行為をしてはなりません。

11 契約不適合責任

契約締結後、直ちに発見することができない種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見した場合においても、売買代金の減額及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができません。ただし、落札者が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者（事業者ではない個人）である場合は、この限りではありません。

12 契約の解除、原状回復、売買代金の返納、損害賠償

市は、買受人が売買契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがあり

ます。その際は、当該契約に係る市有地を買受人の負担により原状に回復して市長に返還していただき、市有地の返還後、既に支払われた売買代金から契約保証金相当額を差し引いた額の返還金（利子は付さない）をお支払いします。

また、契約の解除により市が損害を受けたときは、契約を解除された買受人は市長が決定するところによりこれを賠償していただきます。

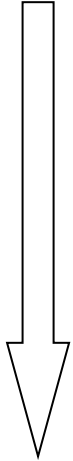
長門市一般競争入札による市有地売却要綱第 28 条の「禁止事項等」に該当した場合は、契約を解除するほか、違約金として売買代金の 3 割に相当する額を市に支払っていただきます。

13 その他の注意事項

- (1) 不正な申込があった場合は、その申込は無効となります。
- (2) 物件の引渡しは現況のままで行います。現地説明会等を行いませんので、入札希望者は各自で必ず現地の調査・確認をしてください。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、物件によっては、足元が悪いところもありますので、注意してください。
- (4) 物件の敷地内に雑草等がある場合、除草等の費用負担について市は負担しません。ごみ、ガラ等についても同様です。
- (5) 建物を建築するにあたっては、建築基準法や都市計画法及び県、市の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (6) 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (7) 売買契約締結の日から売買物件引渡しの日までの間に、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (8) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。

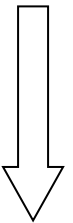
～ 入札会場での手順 ～

1 入札受付



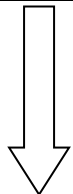
- ・入札開始時間の 20 分前から行います。
⇒受付でお名前と本人確認書類をご提示ください。
※入札は、「入札申込書」に記載された申込者本人または代理人しか参加することができません。申込者が参加できなくなった場合は、必ず委任状を提出してください。
※法人の方は、名刺を提出してください。
- ・入札当日までに入札保証金をお支払いになられていない方は、市金庫での支払いを確認させていただき、「入札保証金預かり証兼返還請求書」をお渡しします。

2 入札



- ・入札書に必要事項を記入、押印し（事前に用意されても結構です）所定の入札箱に投函してください。
- ・投函された入札書は理由のいかんにかかわらず、引き換え、変更または取消しを行うことはできません。
- ・開札は入札後直ちに入札者の面前で行います。

3 開札・落札者の決定



- ・市が事前に定めた予定価格（最低価格）以上で、かつ、最高の価格をもって申込みをした方を落札者として決定します。

4 入札終了後の手続き

- ・落札者の方には、今後の手続きの説明とともに契約に係る説明書類をお渡しします。
- ・落札者以外の方は、「入札保証金預かり証兼返還請求書」を提出してください。

市有地売却一般競争入札参加申込書

令和 8 年 11 月 24 日（開札日）に行われる下記土地の売却一般競争入札について、市有地売却要領（一般競争入札）の内容を承諾の上、並びに入札参加資格を有していることを誓約し、下記のとおり申し込みます。

記

【入札物件】

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積 (㎡)	摘 要
4-7	長門市西深川字立野 4313 番 1	宅地	1,432.75 ㎡	2 筆を一括して売買 する。
	長門市西深川字立野 4313 番 6	宅地	1,412.82 ㎡	

【入札保証金額】

千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

令和 年 月 日

長門市長 様

申込者
 ／共有者

住所
 氏名
 TEL (

- 注) 1 共有者がある場合は各々の持ち分を
氏名の後に書いてください。
2 金額の数字は算用数字を用い、
頭に「¥」のマークを記入すること。
3 申込人本人／共有者が自署すること。

別記様式第2号（第6条関係）

（表）

委 任 状

年 月 日

長門市長 様

委 任 者（委任した人）

住 所 郵便番号

名 前

（注）法人の場合は、法人の住所並びに法人名及び代表者名を記入すること。

（注）共有による委任の場合は、持分割合を明記すること。

私は、次の者を代理人と定め、令和8年11月24日に実施される下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人（委任された人）

住 所 郵便番号

名 前

大正・昭和・平成・西暦
電話番号 () — 生年月日 年 月 日生

記

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積（㎡）	摘 要
4-7	長門市西深川字立野 4313 番 1	宅地	1,432.75 ㎡	2 筆を一括して売買 する。
	長門市西深川字立野 4313 番 6	宅地	1,412.82 ㎡	

※委任者及び代理人の押印は、省略できます。

なお、押印を省略された場合は、委任及び受任の確認のため、電話連絡をさせていただきます。

(裏)

委任状記載の注意事項

- 1 委任状は、1 物件ごとに提出してください。

なお、同一物件に対して2回目以降の入札が実施された場合は、最初に委任状を提出いただければ、改めて提出していただく必要はありません。

- 2 委任者及び代理人の押印は、省略できます。なお、省略された場合は、委任及び受任の確認のため電話連絡をさせていただきます。押印のない書類を訂正した場合は、委任者印、受任者印及び訂正印を押印してください。

- 3 共有で購入を予定されている方が委任される場合は、委任者の欄は、次のように記載してください。

- (1) 共有での購入予定者全員が委任する場合

共有者一人につき一枚ずつ委任状を提出してください。

[例] 長門太郎及び幸子が持分2分の1ずつで購入する場合に委任するとき。

住 所 郵便番号759-□□□□ 長門市△△△△

名 前 長門 太郎 持分1/2 印

別様

住 所 郵便番号759-□□□□ 長門市△△△△

名 前 長門 幸子 持分1/2 印

- (2) 共有での購入予定者の一人が残りの方の委任を受ける場合

残りの方一人につき一枚ずつ委任状を提出してください。

[例] 長門一郎、次郎及び三郎が持分3分の1ずつで購入する場合で、一郎が次郎・三郎の委任を受ける場合

住 所 郵便番号759-□□□□ 長門市△△△△

名 前 長門 次郎 持分1/3 印

別様

住 所 郵便番号759-□□□□ 長門市△△△△

名 前 長門 三郎 持分1/3 印

注1 いずれの場合も、持分割合を忘れずに明記してください。

- 2 その他ご不明な点については、お問い合わせください。

市有地売却一般競争入札参加申込書

令和8年11月24日（開札日）に行われる下記土地の売却一般競争入札について、市有地売却要領（一般競争入札）の内容を承諾の上、並びに入札参加資格を有していることを誓約し、下記のとおり申し込みます。

記

【入札物件】

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)	摘要
4-7	長門市西深川字立野 4313 番 1	宅地	1,432.75 ㎡	2筆を一括して売買する。
	長門市西深川字立野 4313 番 6	宅地	1,412.82 ㎡	

地番を確認のこと。

【入札保証金額】

千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

令和 年 月 日

申込書を提出する
日付

入札金額の5%以上とすること

長門市長 様

申込人
／共有者

住所 山口県長門市東深川 1339 番地 2

氏名 長門 太郎

TEL (0837-23-1253)

- 注) 1 共有者がある場合は各々の持ち分を
氏名の後にご記入ください。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、
頭に「¥」のマークを記入すること。
- 3 申込人本人／共有者が自署すること。

記入例

別記様式第2号（第6条関係）

（表）

委任状

委任状を提出する
日付

年 月 日

長門市長 様

申込者の住所・名前

委任者（委任した人）

住所 郵便番号

名前

印

（注）法人の場合は、法人の住所並びに法人名及び代表者名を記入すること。

（注）共有による委任の場合は、持分割合を明記すること。

私は、次の者を代理人と定め、令和8年11月24日に実施される下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人（委任された人）

住所 郵便番号

名前

印

大正・昭和・平成・西暦

電話番号 () — 生年月日 年 月 日生

地番を確認のこと。

記

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)	摘要
4-7	長門市西深川字立野 4313 番 1	宅地	1,432.75 ㎡	2 筆を一括して売買 する。
	長門市西深川字立野 4313 番 6	宅地	1,412.82 ㎡	

※委任者及び代理人の押印は、省略できます。

なお、押印を省略された場合は、委任及び受任の確認のため、電話連絡をさせていただきます。

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

長門市長 様

申 込 者 住所

氏名 ⑩

生年月日

私は、下記事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、山口県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1. 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」）第 32 条第 1 項に掲げる次に掲げる者
 - ア 指定暴力団員
 - イ 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（ウに該当するものを除く。）
 - (2) 暴力団対策法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - (3) 自己、所属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力を利用した者。
 - (4) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団、暴力団員又はその指定した者に対し、金品その他の財産上の利益又は便宜を供与した者。
 - (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号。）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
2. 1 の (1) から (6) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではありません。

記入例

暴力団排除に関する誓約書

誓約書を提出する
日付

令和 年 月 日

長門市長 様

申込者の住所・名前・生年月日
(共有の場合、別葉とする)

申 込 者 住所 山口県長門市東深川 1339 番地 2

氏名 長門 太郎 印
生年月日 昭和〇×年△月〇日

入札申込書に押印
した場合は入札申
込書と同じもの

私は、下記事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、山口県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1. 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」）第 32 条第 1 項に掲げる次に掲げる者

ア 指定暴力団員

イ 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

ウ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

エ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（ウに該当するものを除く。）

(2) 暴力団対策法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。

(3) 自己、所属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力を利用した者。

(4) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団、暴力団員又はその指定した者に対し、金品その他の財産上の利益又は便宜を供与した者。

(5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号。）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

2. 1 の (1) から (6) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではありません。

役員名簿及び照会承諾書

令和 年 月 日

長 門 市 長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

⑨

この名簿に記載した者について、暴力団排除に関する誓約事項の確認のため、山口県警察本部に照会することを承諾します。

役職名	住民票記載の住所	フリガナ 氏 名	性別	生年月日
				明・大・昭・平
				年 月 日
				明・大・昭・平
				年 月 日
				明・大・昭・平
				年 月 日
				明・大・昭・平
				年 月 日
				明・大・昭・平
				年 月 日
				明・大・昭・平
				年 月 日
				明・大・昭・平
				年 月 日
				明・大・昭・平
				年 月 日

1. 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている現在の役員全員を記入してください。
ただし、監査役は記入不要とします。
2. 記入欄が足りない場合は、適宜様式の追加等をお願いします。
3. 役員名簿については、警察当局への照会にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

※法人のみ提出

記入例

役員名簿及び照会承諾書

書類を提出する日
付

令和 年 月 日

長 門 市 長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

入札申込書に押印
した場合は入札申
込書と同じもの

印

この名簿に記載した者について、暴力団排除に関する誓約事項の確認のため、山口県警察本部に照会することを承諾します。

役職名	住民票記載の住所	フリガナ 氏 名	性別	生年月日
				明・大・昭・平 年 月 日
				明・大・昭・平 年 月 日
				明・大・昭・平 年 月 日
				明・大・昭・平 年 月 日
				明・大・昭・平 年 月 日
				明・大・昭・平 年 月 日
				明・大・昭・平 年 月 日
				明・大・昭・平 年 月 日
				明・大・昭・平 年 月 日
				明・大・昭・平 年 月 日

1. 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている現在の役員全員を記入してください。
ただし、監査役は記入不要とします。
2. 記入欄が足りない場合は、適宜様式の追加等をお願いします。
3. 役員名簿については、警察当局への照会にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。